

第6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）

既存建築物の法適合性の確認の取り扱い

既存建築物の存する敷地内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合（以下、「増築等」という。）における、既存建築物の法適合性の確認については、以下のとおり取扱うものとする。

増築等の確認を申請しようとする者は、当該申請を行う際、既存建築物の確認済証（旧確認通知書）の写し（交付されたことを証する書面でも可）及び完了検査済証の写し（交付された事を証する書面でも可）とともに、既存建築物の法適合性を調査した結果を示す書面「現況調査チェックリスト（様式C）」（以下、「様式C」という。）を建築確認申請書に添付するものとする。ただし、既存建築物が建築基準法（以下、「法」という。）第6条第1項第4号の建築物（以下、「4号建築物」という。）のみであり、別棟で増築する場合は様式Cについては添付しないことができる。

なお、完了検査済証を取得していない場合等については、建築確認申請に先だって特定行政庁と協議した上で、以下の書面及び関係資料により既存建築物の法適合性について特定行政庁へ法第12条第5項により報告するものとする。

1. 既存建築物の建築確認時の副本が保管されている場合

既存建築物が確認図書と相違ないこと及び適切に施工されていることを報告する書面「既存建築物状況報告書（様式A）」

ただし、既存建築物が4号建築物のみであって別棟で増築する場合で、かつ、既存建築物が建築士の調査によって建築確認どおりに施工されていることが確認されたものについては報告は不要とする可

2. 既存建築物の建築確認時の副本が保管されていない場合、その他、特定行政庁がやむを得ないと認める場合

現況調査の結果を踏まえて既存建築物の法適合性を確認したことを報告する書面「現況調査書（様式B）」

ただし、既存建築物が4号建築物のみであって別棟で増築する場合で、建築士の調査によって法適合性が確認されたものについては、特定行政庁の判断により報告を不要とする可

<制定年月日>平成25年6月18日